

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所	全員協議会室
		担当職員	駒田
日 時	令和6年3月13日（水曜日）	開 議	午後 1 時 00 分
		閉 議	午後 14 時 30 分
出席委員	◎林、○片山、法貴、山木、小川、齊藤、木村		
出席理事者	【産業観光部】松本部長 【商工観光課】玉井課長、松浦観光振興係長 【農地整備課】鹿島課長、中川副課長、平井土地改良係長 【まちづくり推進部】信部部長、清水事業担当部長 【都市計画課】田中課長 【土木管理課】森課長 【上下水道部】伊豆田部長 【総務・経営課】服部課長 【水道課】吉村課長		
出席事務局	井上事務局長、駒田主査		
傍聴者	市民1名	報道関係者1名	議員3名（大西、原野、松山）

会 議 の 概 要

13:00

1 開議

（林委員長あいさつ）

（事務局説明）

2 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[上下水道部入室]

・上下水道部長あいさつ

- ・第63号議案 亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・総務・経営課長説明

13:07

[質疑]

<齊藤委員>

国の所管が変わるとのことであるが、どのように移管されるのか。

<総務・経営課長>

水質や衛生管理に関する部分が厚生労働省から環境省に移管され、それ以外の水道整備や水道全般の管理行政に関する部分が厚生労働省から国土交通省へ移管される。

<小川委員>

移管されることによる影響は。

<水道課長>

京都府においても、水道関連の部署が令和5年度から総合政策環境部から建設交通部へ所管替えされ、1年前倒しで準備されていることから特段影響はないと考える。また環境省へ移管される水質管理などに関することについては従来通り京都府南丹保健所に対応いただける。

13:10

[上下水道部退室]

[産業観光部入室]

・産業観光部長あいさつ

・第59号議案 亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例の制定について

[説明]

・商工観光課長説明

13:16

[質疑]

<山木委員>

保津川における舟運事業等の安全の確保となると、京都府や京都市との連携が必要になる。そういった内容は条例に定められているのか。

<商工観光課長>

ほか自治体との連携について条例には定めていないが、市の責務に含まれていると考えている。

<山木委員>

連携は重要であるため、できれば明記いただきたい。事業者の定義の中に趣味で利用される方などは含まれないのか。

<商工観光課長>

趣味で利用される方などは事業者の定義には含まれずに利用者として定義しており、第5条の利用者の協力等において安全対策などを定めている。

<山木委員>

有償無償問わず、保津川を利用する全ての方を対象とすべきではないのか。

<産業観光課長>

河川は全ての方が使用できるものである。今回制定する条例では舟運事業等を有償で営む事業者とそれ以外の方を定義的に区別している。

<山木委員>

誰もが利用できるということが伝わりやすいよう整理いただきたい。

<商工観光課長>

事業者に対してはより重い責任を負うものとして定義しているが、全ての方が安全に利用いただけるようにしていきたい。

<山木委員>

二次元バーコードから注意事項を読み込むことができる看板が保津川近くに設置されているとのことであるが、この条例も見られるのか。

<商工観光課長>

今後見られるようにしていきたい。

<片山副委員長>

規則の中で事業者の認証や認証取消しの基準を定めるものかと思う。現段階で規則は整理されているのか。

<商工観光課長>

規則はこれから準備していく。昨年から保津川遊船企業組合やラフティング事業者などと協議を重ねており、事業者の意見も参考にしながら整理していきたい。

<片山副委員長>

規則を定められた際には議会にも情報提供いただきたい。

<商工観光課長>

承知した。

<産業観光部長>

まず協議会を設置し、その中で協議していきたい。途中経過も含めて詳細については報告させていただく。

<齊藤委員>

第8条に認証の取消しについて定められているが、取り消されるとどうなるのか。

<商工観光課長>

廃業された場合や、規定した内容に合致しなくなった場合、各種法律に違反した場合などに取消しを考えている。認証がなければ事業を禁止するということが河川法上できないため、認証が取り消されたことを理由に営業できなくなるものではない。保津川に対する安全に考慮されている事業者であるという亀岡市からのお墨付きがなくなるようなイメージである。

<齊藤委員>

保津川は日により環境が異なるが、どのように安全対策に取り組まれるのか。

<産業観光部長>

事故を起こさないことが大事であるが、事故が起こってしまった場合にどのように対応するかということも大切であると思う。協議会として共同での救助訓練や、嵐山の事業者などで組織される協議会とも連携した活動を行っていきたい。

<片山副委員長>

認証を取り消された場合、取り消された原因を改善された場合の再認証は条例に明記しなくても可能なのか。

<商工観光課長>

この条例は認証する制度を定めるものであり、規則において運用を定めていきたい。

<齊藤委員>

保津川利用税の話もあったが、何かあった際に対応するための資金を積み立てておいて、有事の際にそこから支出するような仕組みづくりをしてはどうか。

<商工観光課長>

安全対策や環境保全を進めるためには財源も必要であり、亀岡市や協議会における事業内容を検討するとともに、財源の手段についても考えていきたい。

<産業観光部長>

利用税の導入にはハードルが高く、財源確保の手法としては観光客からの協力金もあり得る。現在はクラウドファンディングを原資に事業を実施しているが、今

後については協議会で検討していきたい。

<山木委員>

ラフティングなどを楽しんでいただくためにはある程度スリルが必要であるが、行き過ぎないように事業者間で倫理的な意識のすり合わせも必要である。そういったことについての取組はあるのか。

<商工観光課長>

安全対策についての具体的な事業内容は協議会で検討していく。合同訓練なども案として出ており、その中で倫理感についても認識いただけるよう取り組んでいきたい。

<木村委員>

条例で定義される保津川の区間は短い区間ではないのか。

<商工観光課長>

亀岡市の条例として可能な範囲で定めたものである。

<木村委員>

山木委員からの質問にもあったとおり、京都市との連携については明記すべきではないか。また今年度補正予算で保津川下りの安全対策に関する事業を実施した際には、1事業者への支援に疑問を抱くような市民の声もあった。その中で有事の際の財源確保も大切であり、今後検討いただきたい。さらに、京都市域の保津川沿いの山林で間伐されたような木が放置されている箇所が目立つが対応できないのか。

<商工観光課長>

京都市との連携について条例には明記していないが、今後定める規則や運用規定などに定めていきたい。また財源確保についても検討していく。

<産業観光部長>

山林の状況について、台風の影響で倒木が発生したものであるが、一級河川であるため京都府の管理となっている。京都府からは、林道が整備されておらず木が搬出できない状況であると聞いている。倒木が落下するようなことはないと言っているものの景観を損ねているため、京都府とも協議しながら対応について要望していきたい。

13:40

・第60号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例の制定について
[説明]

・商工観光課長説明

13:43

[質疑]

<小川委員>

河川管理者である京都府との協議の状況は。

<商工観光課長>

高水敷と堤防敷は包括占用で許可を得ているものであり、宿泊キャンプの実施については特段意見をいただいていない。

<小川委員>

河川管理者との関係では宿泊キャンプも問題ないという認識でよいか。

<商工観光課長>

そのとおりである。

<小川委員>

今までになかった宿泊キャンプを実施することについて、現在取り組んでいる川のアクティビティとどのように関連付けて発展につなげていくのか。

<商工観光課長>

川の駅・亀岡水辺公園は保津川を利用した水辺アクティビティの拠点であり、自然と触れ合う選択肢を増やしていただけるよう宿泊事業に取り組むものである。これまでデイキャンプを利用された方からも宿泊への要望があり、駅からも近い利便性の高いキャンプ場として、より多くの方に利用いただきその魅力を発信していきたい。

<小川委員>

ほかキャンプ場と異なり近隣に住宅があるため騒音などが心配である。近隣住民や地元自治会への説明状況は。

<商工観光課長>

宿泊キャンプについては地元からの理解を得た上で実施したいと考えており、千代川町自治会を通じて区長会にも説明いただいた。一定ご理解いただいているが、夜間対応に関することやマナーを守ったキャンプをしてほしいことについて要望があった。

<小川委員>

近隣から苦情があった際の対応は。

<商工観光課長>

夜間も指定管理者において対応いただくこととしている。指定管理者で解決できない場合は宿泊キャンプの予約を一時中止するなどの対応もしていきたい。

<片山副委員長>

今回の条例改正により指定管理者への委託内容が変更されることとなるが、委託内容や指定管理業務委託料の変更について事業者と合意しているのか。

<商工観光課長>

令和7年度までの4年間で指定管理の協定を結んでおり、今回の変更については合意の上で行っている。

<小川委員>

夜間にキャンプされるに当たり、安全対策として照明は設置するのか。

<商工観光課長>

ランタンタイプの照明を設置する予定である。高水敷の区画は、近隣住宅に迷惑にならない範囲で足元を照らすよう指定管理者に依頼している。

13:54

・第61号議案 亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・農地整備課長説明

13:57

[質疑]

<片山副委員長>

農地転用を行われた場合などの特別徴収金の徴収について今まで規程がなかったため加えられたとのことであったが、西別院町神地地区における事業では地元の負担金はないという認識でよいか。

<農地整備課長>

地元分担金はない。

<片山副委員長>

計画どおり8割近い農地を集積するという条件をクリアしているのか。

<農地整備課長>

京都府からは100%中間管理権の設定ができていると聞いている。

13:59

・第62号議案 亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する
条例の制定について

[説明]

・農地整備課長説明

14:01

[質疑なし]

[産業観光部退室]

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

・第76号議案 市道路線の認定及び変更について

[説明]

・土木管理課長説明

14:06

[質疑なし]

[まちづくり推進部退室]

14:07

[委員間討議なし]

4 討論～採決

[討論なし]

[採決]

・第59号議案 亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する

条例の制定について

可決・全員

- ・第60号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第61号議案 亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第62号議案 亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第63号議案 亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第76号議案 市道路線の認定及び変更について

可決・全員

[指摘要望事項]

<林委員長>

委員長報告の作成に当たり、指摘要望等の意見はあるか。

<小川委員>

「第59号議案 亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例の制定について」、「第60号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例の制定について」に対して指摘要望を行いたい。第59号については、近隣自治体などとの連携を要望したい。また第60号議案については、質疑の内容も踏まえた上で、近隣からの苦情がないようにしっかりと対応することを要望したい。

<木村委員>

第59号議案について、倒木の状況などに関して質疑があったため、景観への配慮を含めた安全確保を徹底いただきたい。また、有事の際に対応できるよう、財源確保も含めて協議会で検討いただきたい。

<林委員長>

それぞれの意見を踏まえて、第59号議案については「関係機関や近隣自治体と十分に連携し、景観への配慮を含めて安全確保等を徹底すること」「協議会において有事の際に対応できるよう検討すること」を、第60号議案については「宿泊キャンプは近隣住民に十分配慮するとともに、目的にそぐわない使用や近隣からの苦情等がないようしっかりと対応されること」を指摘要望とすることでよい

か。

(全員了)

<林委員長>

委員長報告の文言等は、正副委員長に一任願う。
(全員了)

14:23

4 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

<林委員長>

記事のスペース上、3月11日に審査した内容と本日審査した中から1～2項目程度の掲載になるが、意見をお願いします。

<小川委員>

「第59号議案 亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例の制定について」、「第60号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例の制定について」の2項目はどうか。

<林委員長>

小川委員から提案のあった2項目について掲載することとしてもよいか。

(全員了)

<林委員長>

文言等は正副委員長に一任願う。

(全員了)

(2) 月例開催について

<林委員長>

次の月例の常任委員会は、4月25日(木)、午前10時から開催するのでよろしくをお願いします。

～散会 14:30